

## 第3 排出事業者の責務

### 1 排出事業者の責務

#### (1) 排出事業者の責務

廃棄物処理法では、排出事業者の責務が次のように定められています。（法第3条）

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。
- ③ 次の方法等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにすること。
  - ア 物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと。
  - イ その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法を情報提供すること。
- ④ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する国及び地方公共団体の施策に協力すること。

#### (2) 建設廃棄物の排出事業者

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によって行われる場合には、注文者から直接建設工事を請け負った建設業者（元請業者）を排出事業者とし、処理委託契約の締結やマニフェストの交付等が義務付けられています。（法第21条の3第1項）

なお、下請負人は、収集運搬業の許可がなければ、環境省令で定める廃棄物を除き、廃棄物の運搬を行うことができません。（法第21条の3第3項）

#### (3) 廃棄物の適正処理

排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、「産業廃棄物保管基準（P15）」又は「特別管理産業廃棄物保管基準（P29）」に従わなければなりません。（法第12条第2項、法第12条の2第2項）

また、排出事業者は、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合、「産業廃棄物処理基準（P17、19、22、28）」又は「特別管理産業廃棄物処理基準（P30、32、33）」に従わなければなりません。（法第12条第1項、法第12条の2第1項）

なお、建設廃棄物の排出事業者は、排出した事業場外における300㎡以上の場所で当該廃棄物の保管を行おうとする場合、事前（非常災害時は保管開始日から起算して14日以内）に、都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければならず、その届け出た事項を変更しようとする場合も届出が必要です。（法第12条第3～4項、第12条の2第3～4項）

そして、排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、それぞれの処理業者に委託しなければならず、処理の状況に関する確認を行い、当該廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。（法第12条第5～7項、第12条の2第5～7項）

また、次に掲げる排出事業者は、帳簿を備え、環境省令で定める事項を記載しなければなりません。  
(法第 12 条第 13 項)

- ① 事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
- ② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- ③ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定（P88 参照）を受けた事業者

## 2 多量排出事業者の責務

### (1) 多量排出事業者の定義

廃棄物処理法では、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者を「多量排出事業者」と定義しています。  
(法第 12 条第 9 項、第 12 条の 2 第 10 項)

また、広島県では、広島県生活環境の保全等に関する条例により、前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上である事業場を設置している事業者を「多量排出事業者」と定義しています。

### (2) 処理計画の提出及び実施状況の報告

多量排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、毎年度 6 月 30 日までに都道府県知事（政令市は市長）に提出しなければなりません。（法第 12 条第 9 項、法第 12 条の 2 第 10 項）

また、その計画の実施状況について、翌年度の 6 月 30 日までに都道府県知事（政令市は市長）に報告しなければなりません。（法第 12 条第 10 項、第 12 条の 2 第 11 項）

なお、この計画及び報告は、インターネットを通じて公表されることとなっています。（法第 12 条第 11 項、第 12 条の 2 第 12 項）

### (3) 電子マニフェストの使用義務

前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合、電子マニフェストの使用が義務付けられています。（法第 12 条の 5 第 1 項）

なお、電子マニフェスト使用義務の対象者であっても、情報処理センターに登録することが困難な場合（環境省令で定める場合に限る。）には、紙マニフェストの交付が認められます。

### 3 処理の委託

#### (1) 委託基準の遵守

排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、図表 44 に示す委託基準に従い、運搬については収集運搬業者に、処分については処分業者に、それぞれ委託しなければなりません。（法第 12 条第 5 項、第 12 条の 2 第 5 項）

**図表 44 処理の委託基準（施行令第 6 条の 2、第 6 条の 6）**

#### 1 委託することができる者

他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等を業として行うことができる者であって、当該産業廃棄物の運搬又は処分等がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

#### 2 委託契約の締結

##### (1) 二者間契約の遵守

運搬及び処分等を委託する場合、運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分業者と排出事業者の間で、それぞれ委託契約を締結すること。ただし、運搬及び処分等を行う者が同一である場合は、この限りでない。

##### (2) 書面契約及び保存期間

委託契約は書面により行い、図表 45 の 1 に示す事項を記載し、図表 45 の 2 に示す書面を添付すること。

また、契約書は契約終了日から 5 年間保存すること。

#### 3 再委託の禁止

排出事業者から委託を受けた収集運搬業者又は処分業者は、その運搬又は処分等を他人に委託してはならない。ただし、再委託の基準（P72 図表 62 参照）に従って委託する場合等は、この限りでない。（法第 14 条第 16 項）

なお、再委託する場合は、排出事業者の書面による承諾を受け、承諾日から 5 年間保存すること。

#### 4 事前通知（特別管理産業廃棄物のみ）

運搬又は処分等を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知すること。

- (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- (2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に特に注意すべき事項

図表 45 委託契約書に記載すべき事項及び添付すべき書面(施行令第6条の2、第6条の6)

1 委託契約書に記載すべき事項

(1) 一般事項

- ① 委託契約の有効期間
- ② 受託者への支払金額

(2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に関する情報

- ① 当該廃棄物の種類及び数量
- ② 当該廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- ③ 通常の保管状況の下での腐敗や揮発など、当該廃棄物の性状の変化に関する事項
- ④ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ⑤ 当該廃棄物が次に掲げるものであって、日本産業規格 C0950 号（JIS C 0950：電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法）に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

- ア 廃パーソナルコンピュータ
- イ 廃ユニット形エアコンディショナー
- ウ 廃テレビジョン受信機
- エ 廃電子レンジ
- オ 廃衣類乾燥機
- カ 廃電気冷蔵庫
- キ 廃電気洗濯機

平成 18 年 7 月 1 日以降に製造されたものに限る。

- ⑥ 当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
- ⑦ その他当該廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(3) 情報に変更があった場合

委託契約の有効期間中に(2)の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項

(4) 運搬を委託する場合

- ① 受託者の収集運搬業の許可に係る事業の範囲
- ② 運搬の最終目的地の所在地
- ③ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、次の事項

- ア 積替え又は保管を行う場所の所在地
- イ 保管できる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
- ウ 保管上限
- エ 安定型産業廃棄物であるときは、他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

(5) 処分又は再生を委託する場合

- ① 受託者の処分業の許可に係る事業の範囲
- ② 処分又は再生の場所の所在地
- ③ 処分又は再生の方法
- ④ 処分又は再生に係る施設の処理能力
- ⑤ 最終処分以外の処分を委託する場合は、次の事項

- ア 最終処分の場所の所在地
- イ 最終処分の方法

ウ 最終処分に係る施設の処理能力

⑥ 法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

(6) 業務の終了又は契約の解除

① 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

② 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項

## 2 委託契約書に添付すべき書面

(1) 運搬を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(2) 処分等を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

## 3 参考

(1) 排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報（1の(2)及び(3)）を処理業者に提供しなければなりません。環境省において「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が策定され、廃棄物データシート（WDS）の様式例が提示されていますので、参考にしてください。

URL <https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

(2) 委託契約書については、公益社団法人全国産業資源循環連合会が手引きを販売していますので、参考にしてください。

URL <https://www.zensanpairen.or.jp>

## (2) 処理業者の能力確認

排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、次の方法により、受託者が当該廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければなりません。（広島県生活環境の保全等に関する条例第86条）

① 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法

② 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等を実地に調査する方法

③ その他、上記と同等以上に受託者の能力を確認できる方法

## 4 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）

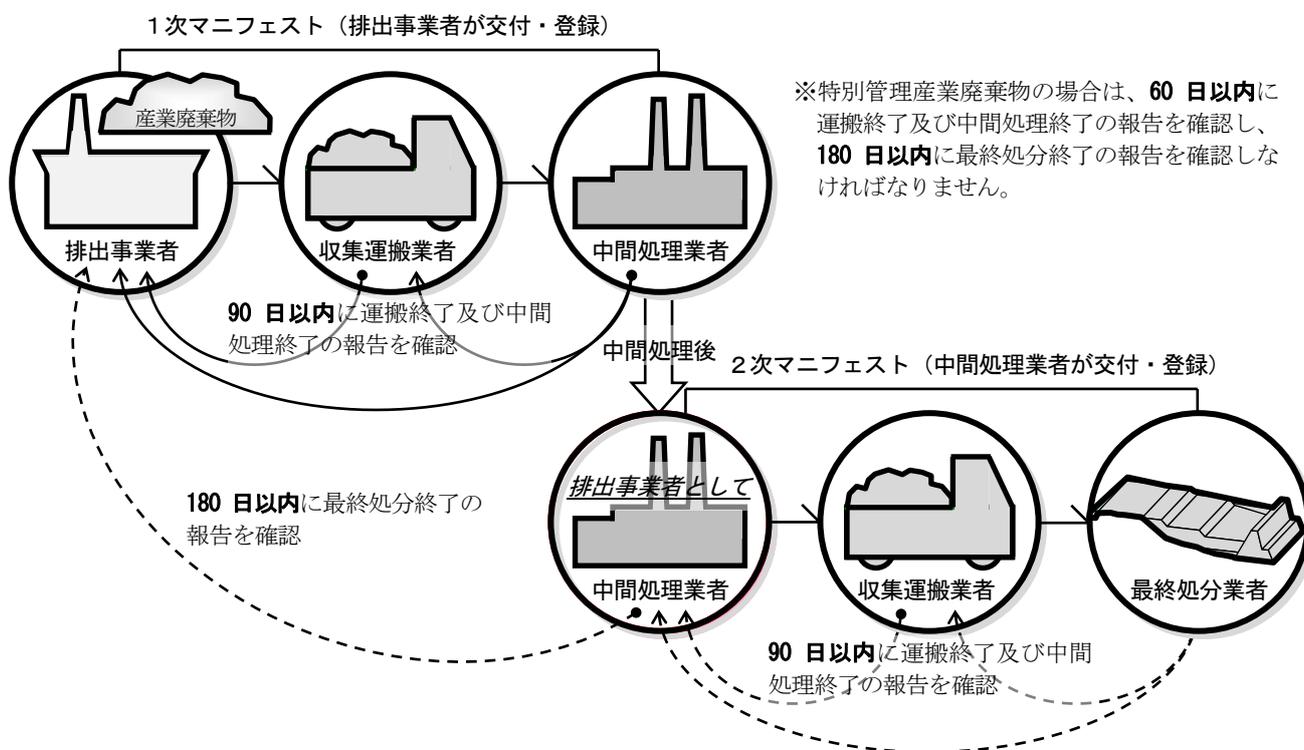
### (1) マニフェスト制度とは

マニフェスト制度とは、排出事業者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に、廃棄物の種類や数量、収集運搬業者名、処分業者名等を記載したマニフェストを交付し、適正な処理を確保するため、廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組みです。

排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、必要事項を記載したマニフェストを当該委託に係る廃棄物の引渡しと同時に受託者に対して交付しなければなりません。（法第12条の3第1項）

マニフェスト制度の概要等については、図表46～49のとおりです。

図表46 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（法第12条の3）



### (2) マニフェストの交付義務と罰則

排出事業者は、マニフェストを適正に交付しなかった場合、都道府県知事（政令市は市長）から勧告を受け、さらに、処理業者が不法投棄等の不適正処理を行った場合、処理業者とともに措置命令を受けることがあります。（法第19条の5第1項）

また、マニフェストの不交付、未記載、虚偽記載等を行った場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。（法第27条の2）

図表 47 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の概要（施行規則第 8 条の 19～30 の 2）

### 1 マニフェストの交付

マニフェストを交付する際は、次の事項を守ること。

- (1) 産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 産業廃棄物の運搬先ごとに交付すること。
- (3) 産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称に相違がないことを確認して交付すること。
- (4) 中間処理業者においては、当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地、委託者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号（電子マニフェストの場合は登録番号）に相違がないことを確認して交付すること。

### 2 マニフェストの記載事項

#### (1) 排出事業者の記載事項

- ① マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ② 氏名又は名称及び住所
- ③ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ④ マニフェストの交付担当者の氏名
- ⑤ 運搬又は処分を受託した者の住所
- ⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ⑦ 産業廃棄物の荷姿
- ⑧ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ⑨ 中間処理業者においては、委託者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号（電子マニフェストの場合は登録番号）
- ⑩ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
- ⑪ 電子マニフェストの使用義務者が諸事情により紙マニフェストを交付した場合には、その理由

#### (2) 運搬受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 運搬担当者の氏名
- ③ 運搬を終了した年月日
- ④ 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量

#### (3) 処分受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 処分担当者の氏名
- ③ 処分を終了した年月日
- ④ 当該処分が最終処分である場合には、最終処分を行った場所の所在地

### 3 運搬受託者及び処分受託者のマニフェスト送付期限

- (1) 運搬受託者は、運搬を終了した日から 10 日以内に、マニフェスト交付者にマニフェストの写し（B 2 票）を送付すること。
- (2) 処分受託者は、処分を終了した日から 10 日以内に、マニフェスト交付者及び運搬受託者にマニ

フェストの写し（交付者にD票、運搬受託者にC 2票）を送付すること。

- (3) 処分受託者が中間処理業者である場合には、2次manifestの写し（D票及びE票）の送付を受けた日から10日以内に、1次manifestの写し（E票）に最終処分が終了した旨を記載してmanifest交付者に送付すること。

#### 4 manifestの保存期間

manifest交付者、運搬受託者及び処分受託者は、manifest及び送付を受けたmanifestの写しを5年間保存すること。

#### 5 manifest交付者が講ずべき措置

manifest交付者は、次に掲げる事項に該当する場合、関係者に事情を聴取するなどして速やかに当該産業廃棄物の処理状況等を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずること。

また、各事項について、所定の期限までに都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

事 項	報告期限
① 所定の期間内にmanifestの写しの送付を受けないとき ※ 所定の期間…B 2票及びD票：90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日） E票：180日（特別管理産業廃棄物の場合も同じ）	所定の期間が経過した日から30日以内
② 記載事項漏れのmanifestの写しの送付を受けたとき	manifestの写しの送付を受けた日から30日以内
③ 虚偽記載のあるmanifestの写しの送付を受けたとき	虚偽記載のあることを知った日から30日以内
④ 処理業者から処理困難通知を受けた場合において、処理業者に引き渡した産業廃棄物に係るmanifestの写しの送付を受けていないとき	通知を受けた日から30日以内

#### 6 manifest交付等状況報告

manifest交付者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年度6月30日までに、前年度におけるmanifestの交付等の状況について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

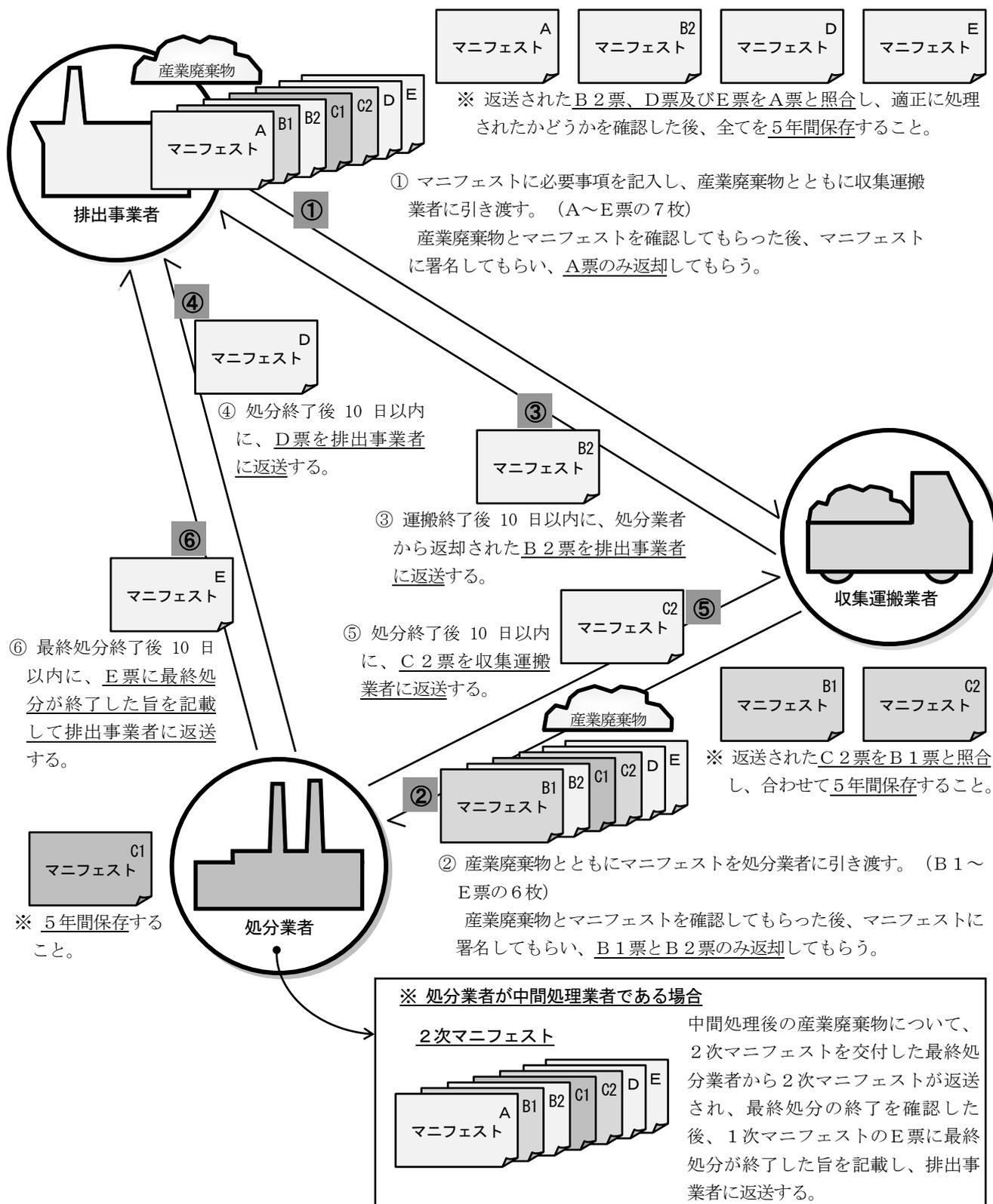
※ 電子manifestを利用した場合は、交付者自らが報告する必要はなく、情報処理センターから報告されます。

#### 7 manifestの交付を要しない場合

次に該当する場合は、manifestを交付しなくてもよい。

- ① 市町村又は都道府県に産業廃棄物の処理を委託する場合
- ② 国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の処理を委託する場合
- ③ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処理を業として行う者に当該産業廃棄物のみの処理を委託する場合
- ④ 環境大臣の再生利用に係る認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑤ 環境大臣の広域処理に係る認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑥ 都道府県知事（政令市は市長）の再生利用に係る指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみの処理を委託する場合
- ⑦ 国に産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑧ 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の処理を行う者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合
- ⑨ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に輸出国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合
- ⑩ 国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者に外国船舶において生じた廃油の処理を委託する場合

図表 48 紙manifestの交付、回付及び返送の手順



- 1 manifestは、委託する産業廃棄物の種類ごとに交付し、①～⑥の手順で管理します。
- 2 manifest交付後、90 日以内（特別管理産業廃棄物の場合は 60 日以内）に B 2 票（③）及び D 票（④）が返送されてこないときや、180 日以内（特別管理産業廃棄物の場合も同じ）に E 票（⑥）が返送されてこないときは、速やかに処理状況等を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じたうえ、都道府県知事（政令市は市長）に報告してください。

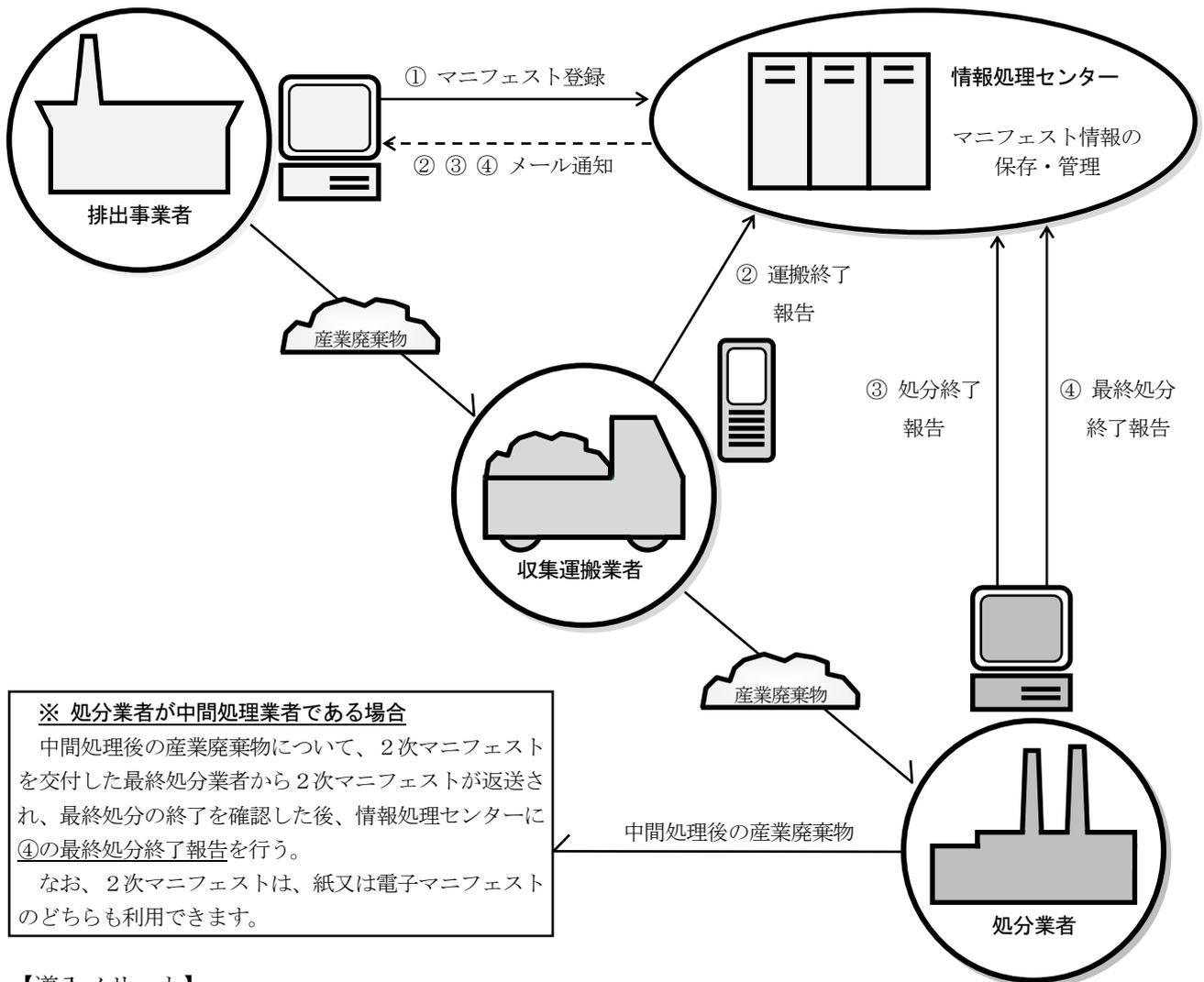
### (3) 電子マニフェストシステム

電子マニフェストシステム（JWNET）は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークでやり取りを行う仕組みです。（図表 49 参照）

電子マニフェストを利用するためには、あらかじめ、排出事業者と委託先の収集運搬業者及び処分業者の3者が加入しておく必要があります。

なお、電子マニフェストを利用した場合には、紙マニフェストを交付する必要はありません。

図表 49 電子マニフェストシステム



#### 【導入メリット】

##### ① 事務処理の効率化

- ・入力操作が簡単で、手間がかからない。
- ・マニフェストの保存が不要で、スペースも取らない。
- ・マニフェスト交付等状況報告が不要となる。

##### ② 法令の遵守

- ・必須項目の入力漏れを防止できる。
- ・終了報告の確認期限が近づくと、排出事業者に注意喚起される。
- ・マニフェストを紛失する心配がない。

##### ③ データの透明性

- ・情報処理センターが管理するため、セキュリティが万全である。
- ・マニフェスト情報の共有により、不適正処理を防止できる。

#### 【電子マニフェストの使用義務】（P47）

前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合、電子マニフェストの使用が義務付けられています。（法第12条の5第1項）

なお、電子マニフェスト使用義務の対象者であっても、電子マニフェストの登録が困難な場合（法令で定める場合に限る。）は、紙マニフェストの交付が認められます。

#### (4) マニフェスト交付等状況報告（再掲）

マニフェスト交付者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年度6月30日までに、前年度におけるマニフェストの交付等の状況について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）に報告しなければなりません。

なお、電子マニフェストを利用した場合は、交付者自らが報告する必要はなく、情報処理センターから報告されます。

広島市への報告方法については、広島市ホームページを確認してください。

URL <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/13360.html>

## 5 責任者の設置

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、設置している事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。（法第12条第8項）

また、事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格（図表50）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。（法第12条の2第8～9項）

### 図表 50 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（施行規則第8条の17）

#### 1 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- ② 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ③ 大学若しくは高等専門学校等において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

#### 2 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ② 大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ③ 大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ④ 短期大学若しくは高等専門学校等の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑤ 短期大学若しくは高等専門学校等の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑥ 高等学校等において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑦ 高等学校等において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑧ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ⑨ ①～⑧と同等以上の知識を有すると認められる者

※ 広島市では、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者を同等以上の知識を有すると認めています。

## 6 帳簿の記載及び保存義務

次のいずれかに該当する事業者は、帳簿を備え、図表 51 に掲げる事項を記載するとともに、1年ごとに取りまとめて5年間保存しなければなりません。（法第12条第13項、法第12条の2第14項）

- ① 事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は同施設以外の焼却施設を設置している事業者
- ② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- ③ 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者

図表 51 排出事業者の帳簿記載事項（施行規則第8条の5第1項、第8条の18第1項）

事業者区分	帳簿記載事項
① 事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は同施設以外の焼却施設を設置している事業者	<p>当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処分年月日</li> <li>○ 処分方法ごとの処分量</li> <li>○ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</li> </ul> <p>※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。</p>
② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者	<p>当該産業廃棄物の種類ごとに、</p> <p><b>【運搬】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</li> <li>○ 運搬年月日</li> <li>○ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</li> <li>○ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</li> </ul> <p><b>【処分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地</li> <li>○ 処分年月日</li> <li>○ 処分方法ごとの処分量</li> <li>○ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</li> </ul> <p>※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。</p>
③ 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者	<p>特別管理産業廃棄物の種類ごとに、</p> <p><b>【運搬】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</li> <li>○ 運搬年月日</li> <li>○ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</li> <li>○ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</li> </ul> <p><b>【処分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地</li> <li>○ 処分年月日</li> <li>○ 処分方法ごとの処分量</li> <li>○ 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</li> </ul>